

議案第58号

山都町印鑑の登録及び証明に関する条例及び山都町手数料条例の一部を  
改正する条例について

山都町印鑑の登録及び証明に関する条例及び山都町手数料条例の一部を改正  
する条例を別紙のとおり定める。

令和5年9月7日提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

マイナンバーカード等を利用した住民票の写しなどのコンビニ交付サービス  
を行うには、山都町印鑑の登録及び証明に関する条例及び山都町手数料条例の  
一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町印鑑の登録及び証明に関する条例及び山都町手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町印鑑の登録及び証明に関する条例及び山都町手数料条例の一部を改正する条例

(山都町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正)

第1条 山都町印鑑の登録及び証明に関する条例(平成17年山都町条例第11号)の一部を次のように改正する。

第19条を第20条とし、第12条から第18条までを1条ずつ繰り下げ、第11条の次に次の1条を加える。

(端末機による印鑑登録証明の申請等)

第12条 第10条及び前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、自ら多機能端末機(町長の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、専用の端末機に類する機能を有するものをいう。)で次の各号に定める方法により、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

(1) 個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)に記録された個人番号カード用利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。)を用いる方法

(2) 移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいう。)に記録され

た移動端末設備用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）を用いる方法（山都町手数料条例の一部改正）

第2条 山都町手数料条例（平成17年山都町条例第53号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの物を使用して、多機能端末機（町長の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、申請者自らが端末機を操作することにより住民票の写し等を自動で交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）により住民票の写し等を交付する場合は、交付の際に申請者から手数料を徴収したものとみなす。

(1) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）

(2) 公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいう。）

別表の2の表中「

住民票の写しの交付手数料	1通につき300 円
住民票の記載事項の証明手数料	1通につき200

	円
--	---

」を「

住民票の写しの交付手数料	1通につき300円 (多機能端末機による交付の場合 あつては、200円)
住民票の記載事項の証明手数料	1通につき200円 (多機能端末機による交付の場合 あつては、100円)

」に改める。

別表の3の表中「

諸税及び公課に関する証明手数料	1件につき200円
-----------------	-----------

」を「

諸税及び公課に関する証明手数料	1件につき200円 (多機能端末機による交付の場合 あつては、100円)
-----------------	--

」に改める。

別表の7の表中「

印鑑に関する証明手数料	1通につき200円
-------------	-----------

」を「

印鑑に関する証明手数料	1通につき200円
-------------	-----------

	(多機能端末機による交付の場合にあつては、100円)
--	----------------------------

」に改める。

附 則

この条例は、令和5年11月1日から施行する。

第1条 山都町印鑑の登録及び証明に関する条例(平成17年条例第11号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(印鑑登録証明書)</p> <p><u>第12条</u> (略)</p> <p>(印鑑登録の廃止)</p> <p><u>第13条</u> (略)</p>	<p>(端末機による印鑑登録証明の申請等)</p> <p><u>第12条</u> <u>第10条及び前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、自ら多機能端末機(町長の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、専用の端末機に類する機能を有するものをいう。)</u>で次の各号に定める方法により、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p> <p>(1) <u>個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)</u>に記録された個人番号カード用利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。)を用いる方法</p> <p>(2) <u>移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいう。)</u>に記録された移動端末設備用利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。)を用いる方法</p> <p>(印鑑登録証明書)</p> <p><u>第13条</u> (略)</p> <p>(印鑑登録の廃止)</p> <p><u>第14条</u> (略)</p>

(登録事項の修正)

第14条 (略)

(印鑑登録の抹消)

第15条 (略)

(印鑑登録原票の再製)

第16条 (略)

(閲覧の禁止)

第17条 (略)

(関係人に対する質問調査)

第18条 (略)

(委任)

第19条 (略)

(登録事項の修正)

第15条 (略)

(印鑑登録の抹消)

第16条 (略)

(印鑑登録原票の再製)

第17条 (略)

(閲覧の禁止)

第18条 (略)

(関係人に対する質問調査)

第19条 (略)

(委任)

第20条 (略)





住民票の記載事項の証明手数料	1通につき200円
戸籍の附票の謄本又は抄本の交付手数料	1通につき300円

3 租税特別措置法(昭和32年法律第26号。以下この項において「法」という。)関係事務その他町税関係事務

法第28条の4第3項第7号ア又は第63条第3項第7号アに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査に係る優良宅地造成認定申請手数料	1件につき7万円
法第28条の4第3項第7号イ若しくは第63条第3項第7号イ又は第31条の2第2項第14号エに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査に係る優良住宅新築認定申請手数料	
(1) 新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のとき	5,200円
(2) 新築住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え、500平方メートル以下のとき	7,200円

	(多機能端末機による交付の場合にあつては、200円)
住民票の記載事項の証明手数料	1通につき200円 (多機能端末機による交付の場合にあつては、100円)
戸籍の附票の謄本又は抄本の交付手数料	1通につき300円

3 租税特別措置法(昭和32年法律第26号。以下この項において「法」という。)関係事務その他町税関係事務

法第28条の4第3項第7号ア又は第63条第3項第7号アに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査に係る優良宅地造成認定申請手数料	1件につき7万円
法第28条の4第3項第7号イ若しくは第63条第3項第7号イ又は第31条の2第2項第14号エに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査に係る優良住宅新築認定申請手数料	
(1) 新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のとき	5,200円
(2) 新築住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え、500平方メートル以下のとき	7,200円

(3) 新築住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき	10,000円
(4) 新築住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき	29,000円
(5) 新築住宅の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるとき	35,000円
租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第41条各号又は第42条第1項に規定する個人の <u>新築又は取得した家屋</u> がこれらの規定に規定する家屋に該当するものであることについての証明の申請に対する審査に係る住宅用家屋証明申請手数料	1,200円
諸税及び公課に関する証明手数料	1件につき200円
不動産に関する証明手数料	1件につき200円
営業に関する証明手数料	1件につき200円
7 山都町印鑑の登録及び証明に関する条例(平成17年山都町条例第11号)及び山都町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例(平成20年山都町条例第25号)関係事務	
印鑑に関する証明手数料	1通につき200円
印鑑登録証の交付手数料	1通につき200円

(3) 新築住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき	10,000円
(4) 新築住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき	29,000円
(5) 新築住宅の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるとき	35,000円
租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第41条各号又は第42条第1項に規定する個人の <u>新築又は取得した家屋</u> がこれらの規定に規定する家屋に該当するものであることについての証明の申請に対する審査に係る住宅用家屋証明申請手数料	1,200円
諸税及び公課に関する証明手数料	1件につき200円(多機能端末機による交付の場合にあっては、100円)
不動産に関する証明手数料	1件につき200円
営業に関する証明手数料	1件につき200円
7 山都町印鑑の登録及び証明に関する条例(平成17年山都町条例第11号)及び山都町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例(平成20年山都町条例第25号)関係事務	
印鑑に関する証明手数料	1通につき200円(多機能端末機による交付の場合にあっては、100円)
印鑑登録証の交付手数料	1通につき200円

印鑑登録証の再交付手数料	1通につき500円
認可地縁団体の印鑑登録手数料	1通につき300円

9 火薬類取締法(昭和25年法律第149号。以下この項において「法」という。)関係事務

法第17条第1項の規定に基づく火薬類の譲渡しの許可申請手数料	1件につき1,200円
法第17条第1項の規定に基づく火薬類の譲受けの許可申請手数料	
(1) 火工品のみ譲受けの許可申請手数料	1件につき2,400円
(2) その他の譲受けの許可申請手数料	
ア 申請に係る火薬類(火工品を除く。)の数量が25キログラム以下の場合	1件につき3,500円
イ その他の場合	1件につき6,900円

印鑑登録証の再交付手数料	1通につき500円
認可地縁団体の印鑑登録手数料	1通につき300円

9 火薬類取締法(昭和25年法律第149号。以下この項において「法」という。)関係事務

法第17条第1項の規定に基づく火薬類の譲渡しの許可申請手数料	1件につき1,200円
法第17条第1項の規定に基づく火薬類の譲受けの許可申請手数料	
(1) 火工品のみ譲受けの許可申請手数料	1件につき2,400円
(2) その他の譲受けの許可申請手数料	
ア 申請に係る火薬類(火工品を除く。)の数量が25キログラム以下の場合	1件につき3,500円
イ その他の場合	1件につき6,900円

## 条例改正 資料

区分	住民票の写し (円)	住民票記載事 項証明書(円)	所得証明書・課 税台帳記載事項 証明書 (円)	印鑑登録証明書 (円)	備 考
窓口交付手数料	300	200	200	200	住民票・税証明・印鑑証明 年間件数 R4：10,265件 年間手数料 R4：2,461千円 マイナンバーカード保有数R5.7末：9,958枚
コンビニ交付手数料 (案)	200	100	100	100	コンビニ交付料金設定による影響額試算 ・減額影響額100円×R4:10,265件 ×カード保有率73.1% = 750千円 ・仮定：50% 513千円 ・仮定：25% 257千円
益城・御船・美里 下段：コンビニ交付 手数料（予定含む）	300 200	300 ※200	300 200	300 200	※益城町：住民票記載事項証明書のコンビニ交 付の取り扱いなし
嘉島（コンビニ交付 手数料の設定なし）	300	※300	※300	300	※嘉島町：住民票記載事項証明書と税証明のコ ンビニ交付の取り扱いなし